

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人どりいむスイッチ（以下「この法人」という）が支払う謝金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金支払いの対象)

第2条 謝金支払いの対象は、理事長又は事務局長がこの法人の業務遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可したもので、講師謝金、パネラー謝金、スーパービジョン・コンサルテーション謝金、法人役員謝金、ボランティア謝金及び交通費、宿泊費とする。

(謝金の金額)

第3条 第2条に定める謝金対象者には、対価として以下の謝金を支払う。なお、金額については講演の内容、講師の講演料相場などにより増減額することがある。

(単位：円)

内 容	日額	備 考
講師謝金	2,500 円～15,700 円	所要時間・内容による
スーパービジョン コンサルテーション謝金	10,000 円～15,000 円	1 日上限 15,000 円
パネラー謝金（専門家）	15,000 円	
ボランティア謝金	1,000 円～5,000 円	1 日上限 5,000 円
その他の謝金	その都度協議し決定する	

内容	日額	時間単価
法人役員謝金	10,000 円	2,000 円

適用上の留意事項

- ・時間単価を適用する場合の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除く会議等への出席による実働時間とする。
- ・時間単価を適用する時間は 5 時間未満とし、それ以上の招集をする場合は、原則として日額を適用する。
- ・時間単価を適用する場合の支払単位は 1 時間とし、端数については、30 分 未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第4条 第2条に定める謝金対象者には、第3条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

自家用車利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 k mあたり 37 円分のガソリン代 ・ 利用区間内の高速道路料金 ・ 駐車料金
鉄道、バス等の公共交通機関利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用区間内の乗車券 ・ 利用区間内の一般指定席特急券
飛行機を利用する場合	利用区間内のエコノミークラス搭乗券
宿泊料	宿泊費実費とし上限は1泊 10,000 円

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和5年1月28日から施行する。(令和5年1月28日理事会決議)